

本書面の内容を十分に確認いただき、大切に保管してください。



ひかり機器保証サービスのTVプラン、PC+TVプランについて、特定商取引に関する法律に基づく追加のご案内です。  
本サービスをお申し込みの際には、必ず本紙(両面)をご確認ください。

サービス提供者の名称	西日本電信電話株式会社
所在地	〒540-8511 大阪市中央区馬場町3-15
お問い合わせ先	TEL:0120-116116 大阪市中央区馬場町3-15 受付時間:午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日も受付中です。(年末年始12/29～1/3を除きます)) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようにお願いいたします。 HPによるお問い合わせ先:[ <a href="http://flets-w.com/kikihosho/">http://flets-w.com/kikihosho/</a> ]

■ご利用料金

	プラン名	TVプラン	PC+TVプラン
月額料金	リモートサポートサービス加入の場合(一部の「コラボ光」を除く)	300円/月	400円/月
	リモートサポートサービス未加入の場合	500円/月	600円/月

- ◎ひかり機器保証サービス、リモートサポートサービスのご利用には、フレッツアクセスサービス等のご契約・料金が必要です。  
フレッツアクセスサービス等とは、「フレッツ 光ネクスト(ビジネスタイプは除く)」、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光プレミアム(エンタープライズタイプは除く)」、「Bフレッツ(ビジネスタイプ、ペーシックタイプは除く)」、「フレッツ・ADSL」、「フレッツ・ISDN」または一部の「コラボ光」を言います。サービス提供エリアであっても、ご利用いただけない場合があります。エリアについては、お問い合わせいただくか、[<http://flets-w.com/>]をご確認ください。インターネットのご利用には本サービスに対応したプロバイダーとのご契約・ご利用料金が必要です。  
◎リモートサポートサービスのご利用には、月額利用料が必要です。リモートサポートサービスについて詳しくは、お問い合わせいただくか、[[http://flets-w.com/remote\\_support/](http://flets-w.com/remote_support/)]をご確認ください。

■サービス内容

プラン名	TVプラン	PC+TVプラン
補償対象機器	テレビ 1台	パソコンもしくはタブレット端末 1台と、テレビ 1台
補償上限回数(※1)	2回/年	
補償上限金額(※2)	100,000円/年 ※契約には機器登録が必須	
お客さま負担金	修理補償サービス利用時のお客さま負担金 5,000円 ただし、過去1年以内に修理補償サービスのお申し込み・ご利用がある場合 8,000円	
サービス内容	①電話による問診 ・補償対象機器に故障が生じていることが疑われる場合に、電話による故障診断を行います。 ②修理補償(※3) ・補償対象期間中に、補償対象機器に生じた自然故障(※4)について、メーカー保証の内容に準拠して、当社の費用負担(お客さま負担金を除く)により修理します。 ・補償上限回数(※1)または補償上限金額(※2)まで補償いたします。 ③メーカー保証対象となる場合のサービス(※5) ・補償対象機器に生じたメーカー保証対象となる故障について、メーカー保証で対応します。ただし、その際5,000円のお客さま負担金が必要です。	

- ※1 修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内に修理補償サービスのお申し込み・ご利用がない場合は1回目のご利用、修理補償サービスのお申し込み・ご利用がある場合は2回目のご利用となります。  
 ※2 修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内の修理費用(部品代、工賃、送料、訪問費用等)の累計金額からお支払いいただいたお客さま負担金を控除した金額の上限となります。  
 ※3 修理できない場合は、代替品を提供することがあります。また、新たな修理補償サービスのご利用により、補償上限回数または補償上限金額を超える場合には、修理補償サービスをご利用いただけません。  
 ただし、補償上限金額を超える場合には、超過分の修理費用を実費でお支払いいただくことにより、修理を実施いたします。  
 ※4 補償対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した電氣的・機械的事故。  
 ※5 メーカー保証書のご提示等、各メーカーが定めるメーカー保証の提供条件を満たす必要があります。提供条件を満たさない場合には、弊社での修理補償サービスによる対応となります。

●うっかりオプション(PC+TVプランのみ)

月額料金	200円/月	サービス内容	・補償対象機器として登録のパソコン・タブレット端末について、落下・衝突・水漏れによる故障も修理します。 ・修理補償サービス利用時は、PC+TVプランと同様、お客さま負担金が必要です。(PC+TVプランのお客さま負担金を重複してお支払いいただく必要はございません)
補償対象機器	パソコンもしくはタブレット端末 1台		

■機器登録について

**補償対象機器の登録が必須です。**

お申し込み後、ひかり機器保証開通センターから補償対象機器の確認のお電話をいたします。お持ちの機器の型番等をお伝えください。  
ひかり機器保証WEBサイト[<http://flets-w.com/kikihosho/>]よりお申し込みの場合は、「新規お申し込みフォーム」にて補償対象機器をご登録ください。

■補償上限回数について

- ◁(例)2015年4月1日に修理補償サービスのお申し込み・ご利用があり、新たに修理補償サービスの申し込みをする場合  
 ○修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内に修理補償サービスをお申し込み・ご利用された回数が上限となるまで、修理補償サービスをご利用いただけます。



■補償上限金額について

○修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内の修理費用(部品代、工賃、送料、訪問費用等)の累計金額からお支払いいただいたお客さま負担金を控除した年間補償金額が補償上限金額となるまで修理をご利用いただけます。(※6)

(例)TVプランにご加入で、補償上限金額となる例)

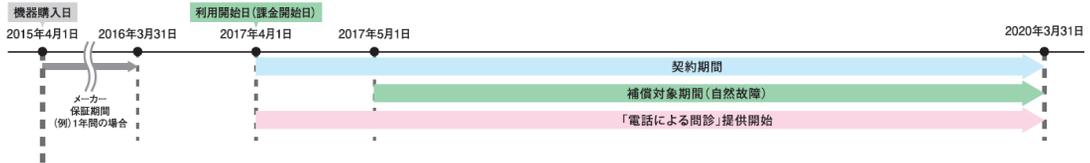


※6 年間補償累計金額と上限額の差額に残余額がある場合であっても、次回への繰り越し等はできません。

■補償対象期間(修理補償をご利用いただける期間)について

○補償対象期間は、本サービスのご利用開始日より、機器購入日(※7)から起算して5年を経過する日までとなります。ただし、以下の期間は補償対象期間から除きます。(※8)

①ご利用開始日より起算して30日間 ②ひかり機器保証サービス利用規約第19条(利用停止)で定める利用停止期間



※7 購入日を証明する証憑(レシート等)を確認することができない場合は、当社が別途定める製品発売日となります。中古品の場合には、中古品としての購入日ではなく、当社が別途定める製品発売日となります。

※8 補償対象期間内に生じた故障であっても、期間経過後に修理補償のご利用をお申し込みいただいた場合には、修理補償サービスをご利用いただけません。修理補償サービスのご利用のお申し込みは、故障が発生した日から起算して30日以内に行なっていただく必要があります。必ず期間内にお申し込みください。

■補償対象機器の条件

●パソコンの条件

・日本国内で販売されたメーカー純正のパソコン・タブレット端末。ただし、携帯電話通信会社より販売され、当社において修理ができないものは除く。

●テレビの条件

- ・日本国内で販売されたメーカー純正のテレビであること。
- ・据え置き型フラットテレビに該当すると認められるもの(プラウ管テレビ、ポータブル型および屋外型は含まない)。
- ・LAN端子を有し、フレッツアクセスサービス等への接続が可能であるもの。
- ・業務上使用されていないもの、かつ使用される予定でないもの。

●パソコン・テレビの共通の条件

- ・フレッツアクセスサービス等に接続されて現に使用されているもの。(使用される予定も含む)
- ・契約者又は同居の家族が保有するものであること。
- ・契約時点および機器登録時点において正常に動作し、不具合を生じていないこと。
- ・メーカー修理拠点以外で修理、加工(メモリ増設等も含む)、改造、解析されていないもの。
- ・第三者が紛失又は盗難の被害に遭ったものではないこと。
- ・契約前に補償対象機器として一度も機器登録されたことがないもの。
- ・契約時点において新品としての購入後4年11ヶ月を経過していないもので、当社の求めに応じて購入日を証明する証憑(レシート等)を確認することができるもの、または、機器の型番ごとに当社が別途定める製品発売日より4年11ヶ月を経過していないもの。

■ひかり機器保証サービスにおける注意事項について

【支払時期について】

○料金のお支払については、サービスご利用月の翌月以降のお支払となります。

【支払時期】

○料金お支払時期の詳細は、口座振替によるお支払の場合は「領収書兼口座振替額のおしらせ」もしくは「Myビリング」、電話料金請求書の場合は「請求書」、クレジットカードによるお支払の場合はクレジットカード会社の規約にてご確認ください。

○「withフレッツサービス」ご利用時においてプロバイダーよりご請求の場合、ご契約のプロバイダー各社の規約にてご確認ください。

【支払方法】

- 口座振替によるお支払の場合、金融機関、郵便局のご指定の口座から振り替えさせていただきます。
- 請求書によるお支払の場合、銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いできない店舗もあります)でお支払いください。
- クレジットカードによるお支払の場合、ご契約のクレジットカード会社の規約に基づく方法でお支払ください。
- withフレッツサービスご利用時においてプロバイダーよりご請求の場合、ご契約のプロバイダー各社の規約に基づく方法でお支払ください。

【特約事項について】

- 本契約に関わるフレッツアクセスサービス等の契約について、フレッツアクセスサービス等の契約解除、または本サービスの提供対象外のIP通信サービスへ変更となった場合には、当社は、本契約を解除します。
- ひかり機器保証(TVプラン、PC+TVプラン)サービス利用規約第23条に定める解除事由に該当する場合、当社は、あらかじめお客さまに通知した後、本契約を解除します。
- 詳細はひかり機器保証(TVプラン、PC+TVプラン)サービス利用規約をご覧ください。

【その他注意事項について】

○当社は、本サービスの提供をもって、補償対象機器の故障を含む不具合の完全な解消等を保証するものではありません。

クーリングオフのお知らせ(個人による契約の場合)

1. お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から起算して8日間は、書面(右図参照)により無条件でお申し込みの撤回(契約が成立しているときは契約の解除)を行うことができます。(以下「クーリングオフ」と言います)
2. クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信した時(郵便消印の日)から発生します。
3. この場合、お客さまは、①損害賠償または違約金のお支払いを請求されることはありません。②すでにサービスが提供されている場合であっても代金のお支払いは必要ありません。③すでに代金を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
4. お客さまが、不実告知により誤認し、または威迫により困惑してクーリングオフを行使しなかった場合、改めてクーリングオフに関して記載した書面を受領された日から起算して8日間は、クーリングオフを行うことができます。
5. 事業または職務に使用する場合は、クーリングオフの対象とはなりません。
6. 右図のように郵便はがき等に必要事項をご記入の上、お申し込み会社またはNTT西日本宛に郵送してください。(簡易書留扱いが確実です)

郵便はがき 531-0072	大阪府北区豊崎3-17-21 NTT西日本ビル NTT西日本「ひかり機器保証」 開通センター1行	申し込み(契約)日 平成○年○月○日 ・ご契約者名 ・ご契約者住所 ・ご契約者電話番号 ・商品名 ひかり機器保証サービス 右記日付の申し込みは撤回し または契約を解除します
-------------------	---	---

記載の料金・解約金は税抜です。消費税が加算されます。

記載の料金は「クレジットカード」、「口座振替(ご案内の郵送なし)」にてお支払いいただいた場合の料金です。コンビニエンスストア・各種金融機関等の窓口で「料金請求書」によりお支払いいただく場合は1通ごとに150円/月、書面での「口座振替のご案内」の郵送をご利用の場合は1通ごとに100円/月が別途必要となります。

コラボ光とは、光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスを言います。詳しくは [http://flets-w.com/collabo/] をご確認ください。

※本チラシに記載の内容は2015年5月現在のものです。

審査17-277-1